

自動車貿易 T O R

米国政府及び日本政府（以下「両国政府」という。）は、以下に従って、 T P P交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行う。

- ・ 本交渉の成果は、 W T O協定に整合的なものとする。
- ・ 本交渉の成果は、 両国政府の権限の範囲内のものとする。
- ・ 両国政府は、 交渉の結果として合意される権利及び義務を T P P協定に附属される米日二国間の市場アクセスの表に組み入れ、 したがって、 これら権利及び義務は、 T P P協定の紛争解決手続の対象となる。また、 この分野における現行の M F N関税を再び課すこと（「スナップバック」手続）ができる特別な加速された紛争解決手続も、 交渉を通じて定められる。

並行交渉は、 以下の事項を取り上げ、 これらの事項に対して具体的で意味のある成果をもたらすものとする。

特別自動車セーフガード：自動車分野における関税交渉の結果を考慮しつつ、自動車に関する特別セーフガードの実質的及び手続的な要素（損害の検証、適用期間及び補償を含む。）が取り上げられる。

透明性：両国政府は、自動車の製造、輸入、販売又は使用に影響を与え得る政府の規制措置の準備、採用及び適用に関する、意味があり予見可能で強固な透明性メカニズムの重要性について認識する。以下を含む分野における事項が取り上げられる。

- 規制措置案の十分な事前通知
- ガイドライン及び類似の措置の提案を含む規制措置の策定に関する透明性及び無差別
- 当該措置の策定及び実施の過程を通じての意見表明のための意味のある機会
- 新たな規制に適合するための合理的な期間
- 規制の実施後の見直し
- その他の措置

基準：型式認証の一層の円滑化及びコスト削減を含む、自動車分野における任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する事項並びに自動車部品を含む関連する事項が取り上げられる。両国政府は、更に、国連欧州経済委員会自動車

基準調和世界フォーラム（WP 29）で進行中の作業に特に焦点を当てつつ、自動車の環境性能及び安全に関する基準を調和させるために二国間で協力することの重要性を認識する。

PHP：日本の輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下での更なる円滑化のための実質的なステップが並行交渉で取り上げられる。

環境対応車／新技術搭載車：両国政府は、代替燃料又は代替エネルギー源を利用した自動車の貿易を円滑化することの重要性を認識し、無差別な取扱いを確保することの必要性を含む、これらの自動車の製造、輸入、販売及び使用に関連して生じる事項を取り上げる。

財政上のインセンティブ：税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく、財政上のインセンティブ又はその他の措置が、それらが両国の市場における競争条件に及ぼす影響に関連して、米国車（PHPを通じて輸入されたものを含む。）に対して差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられる。

流通：自動車の流通及び整備に関連する事項が取り上げられる。

第三国協力：自動車に関する様々な事項（他国における市場アクセス及び投資を円滑化するための方法を含むが、これに限られない。）が議論される。

その他の事項：自動車貿易政策に関連する税関の事項を含むその他の事項は、いずれか一方の政府の要請に応じて提起され得るとともに、相互の合意により並行交渉に含まれ得る。